

(様式第2号)

第18回 芦屋市入札監視委員会 議事概要

日 時	平成22年5月15日(土) 9:30~11:00
場 所	南館4階 第1委員会室
出席者	委員長 阪口 徳雄 委員長代理 小島 幸保 委員 富田 智和 事務局 岡本副市長 松本総務部長 山口契約課長 契約課職員
事務局	総務部契約課
会議の公開	非公開 一部公開 <非公開・一部公開とした場合の理由> 芦屋市入札監視委員会規則第5条第5項
傍聴者数	0 人(一部公開の場合に記入すること。)

1 会議次第

- (1) 委員長選出
- (2) 委員長代理の指名
- (3) 指定委員の選出
- (4) 議事

入札・契約手続の運用状況等の報告
競争入札に係る指名停止等の措置基準適用状況報告
特別簡易型総合評価落札方式による入札の執行状況
最低制限価格の事前公表について

2 提出資料

- 資料1 - 1 契約課執行入札状況平成21年度下半期
(平成21年10月~22年3月)
- 資料1 - 2 契約課所管公共工事入札状況 予定価格段階別一覧表
- 資料1 - 3 契約課所管公共工事入札状況 参加業者・落札者区分別一覧表
- 資料2 入札参加資格停止等の運用状況一覧表平成21年度下半期
(平成21年10月~22年3月)
- 資料3 - 1 特別簡易型総合評価落札方式による入札結果報告書
- 資料3 - 2 総合評価調書
- 資料4 - 1 最低制限価格でくじ引きによって落札者を決定した件数の推移
- 資料4 - 2 入札結果報告書
芦屋市民センター大規模改修工事他4件
- 資料4 - 3 市議会本会議・常任委員会議事録抜粋
- 資料4 - 4 平成21年度集会所トーク以外で出された市民意見・要望等への各課
における対応状況報告書
- 資料4 - 5 新聞記事抜粋

資料 4 - 6 総務省自治局長 国土交通省大臣官房建設流通政策審議官 平成 20 年 3 月 31 日発「公共工事の入札及び契約の適正化の推進について」

資料 4 - 7 公共工事の入札及び適正化の促進に関する法律に基づく入札・契約手続に関する実態調査及び公共工事の品質確保の促進に関する施策の実施状況調査結果（平成 21 年度）抜粋

3 審議経過

- (1) 委員長の選出 阪口委員が委員の互選により委員長に選出
- (2) 委員長代理の指名 委員長の指名により小島委員が選任
- (3) 指定委員の選出 指定委員に富田委員を選出

(4) 入札・契約手続の運用状況等（平成 22 年 1 0 月～ 22 年 3 月）を報告

- ・ 一般競争入札 3 件
- ・ 公募型指名競争入札 2 件
- ・ 簡易公募型指名競争入札（電子入札） 該当なし
- ・ 公募型指名競争入札以外の指名競争入札 63 件
- ・ 随意契約方式 22 件

建設工事のこの間の平均落札率は、79.67%となっている。予定価格が1千万円以上8千万円未満の工事については、平均落札率が76.05%となっており、市内業者が中心となる予定価格が1千万円未満の工事についても、79.72%と、前年度同期と比較して9.32ポイント下落となっており、景気が低迷している現状の中で競争が激化している。市内業者のみで行った入札についても、予定価格が3千万円未満の工事に引き上げたが、平均落札率が79.27%と、前年同期と比較して13.98ポイントの下落となっている。平成21年度通年で見ても、79.31%で前年度の93.85%からかなりの低下となっている。

平成21年度108件の入札のうち、43件が最低制限価格での落札で、このうち28件がくじ引きで落札者を決定しており、予定価格が8,000万円以上の公募型指名競争入札、条件付一般競争入札については、ほとんどが最低制限価格でくじ引きにより落札者を決定した。最低制限価格での落札は、工事品質の低下が懸念されるところであるが、昨年9月から最低制限価格の設定の幅を引き上げた。依然として低落札率の傾向が続いており、21年度下半期で見ると、63件中20件が最低制限価格での落札で、うち9件がくじ引きとなっている。

電子入札について、昨年8月以降、市内業者を対象とした土木・舗装工事の指名競争入札、一般競争入札及び公募型指名競争入札については、原則電子入札で行うこととし、平成21年度は34件電子入札を執行した。

昨年度特別簡易型総合評価落札方式を試行導入し、本年2月この方式による入札を執行した。

(5) 競争入札に係る指名停止等の措置適用状況報告

- ・ 建設業法違反 3 件
- ・ 労働安全衛生法違反 3 件
- ・ 業務上過失致死容疑での書類送検 1 件
- ・ その他 1 件

以上議事案件2件について、事務局から説明。

(質疑・応答・意見)

- ・ 入札中止が 4 件あるが、指名しても辞退しているのか。
- ・ 辞退をしている原因は、予定価格の積算が安いということか。積算がおかしいのではないか。
- ・ かなり競争性が発揮されて、落札率が低くなっている。
- ・ 市内業者だけの入札でも落札率が下がっている傾向は、今後も続くのか。

(事務局)

- ・ 指名をしても辞退しています。
- ・ 建築工事で金額規模が小さい工事は、利益の幅が狭いため、採算が合わないという場合があるようです。また、工事によっては、建築材料に特定のものが指定されている場合もあり、その調達に経費がかかって採算が合わないという場合もあるようです。
- ・ この傾向が続くかどうかはわかりませんが、どうしても落札したいという工事は入札価格をかなり下げて札入れをしているようです。

(6) 特別簡易型総合評価落札方式による入札の執行状況

- ・ 平成 22 年 1 月 14 日～ 22 日 公募受付 14 件応募
- ・ 平成 22 年 2 月 10 日入札執行
- ・ 評価項目の配点が 5 . 5 点であった市内業者が最低制限価格で落札

(質疑・応答・意見)

- ・ 評価で差がついた点はどこか。
- ・ 同種工事の実績や企業評価はほとんど変わらなかったのか。
- ・ 男女共同参画の項目については、6 月に法改正があり、時短とかは導入しないといけなくなるので、必ず点が入るはず。
- ・ 実施してみて、今後どういう点を改革し、改善をしていけばよいかという考え方はあるのか。

(事務局)

- ・ 地域貢献度や企業年金制度の導入などで差がついています。
- ・ 施工実績で点数が入るように基準を低めに設定しましたが、実績は余りありませんでした。市外業者で ISO を取得されているところはありましたが、工事表彰はありませんでした。
- ・ 時短の導入が義務付けられるのであれば、点数が入らないところには、工事をさせられませんか。
- ・ 最低制限価格を事前公表して行っているのですが、最低制限価格の入札であれば、地域貢献度で必ず点数が入る市内業者が有利になります。将来的に、市外業者は、最低制限価格で入札しても落札は難しいということになれば、応募を辞退するようになるかもしれません。

(7) 最低制限価格の事前公表について

平成 21 年度になってから最低制限価格で並び、くじ引きによって落札者を決定する件数が急激に増えている。特に予定価格が高額な条件付き一般競争入札では、平成 21 年度に執行した全件で入札参加者のほとんどが最低制限価格で並び、くじ引きで落札者を決定した。最低制限価格を巡る問題については、市議会本会議の一般質問や契約案件に係る常任委員会の議案質疑等で取り上げられている。また、契約案件となった入札については、広報あしやに結果を掲載したが、これを

ご覧になった市民の方からもご意見が寄せられている。

阪神7市1町で最低制限価格を事前公表しているのは、本市、西宮市、尼崎市、宝塚市で、事後公表としているのは、伊丹市、川西市、三田市、猪名川町となっており、宝塚市については、平成22年度から一部工事について、変動型の最低制限価格を導入すると聞いている。この他新聞記事、国土交通省の通達、公共工事の適正化法に基づく実施状況調査の結果等について報告し、このような状況下において、今後どのようにすべきであるのかを考える必要があり、どうすべきかについて、委員の皆様方のご意見を頂戴したいと事務局から説明。

(主な意見・質疑等)

(委員)

- ・ くじ引きで落札決定というのは、あまり好ましいことではない。試験的にでも一度撤廃して状況を見守るといったのはどうか。
- ・ 最低制限価格での落札による工事品質の低下といった弊害は出ていないのか。

(事務局)

- ・ 工事品質低下というところへは至っていません。
- ・ 最低制限価格で落札したから手を抜くということではなく、どのようにして利益を得るかという考え方ですので、行政側では分からないのかもしれませんが。
- ・ 平成15年4月1日から最低制限価格の事前公表を行っていますが、それ以前は最低制限価格を設定しておきながら、事前公表はしていなかったため、受注したいがために低い金額で入れて、最低制限価格を下回り無効となるケースが多くありました。

(委員)

- ・ そういう業者が増えると競争に残る者が少なくなってしまう。
- ・ 国は予定価格も事前公表していないが、予定価格を事前公表していればある程度最低制限価格を推定できるのではないかと。予定価格は事前公表するが、最低制限価格は事前公表しないというのは、理論的にあり得るが、そういう自治体はあるのか。

(事務局)

- ・ 阪神間で最低制限価格を事後公表としているところは、予定価格は事前公表しています。伊丹市は最低制限価格を事後公表とされていますが、5割程度がくじ引きでの落札者決定となっています。正確に推定してもらえばいいのですが、下回った場合は無効となります。そうすると自然と最低制限価格より少し上の入札金額となり、落札率が上がる傾向になるのではないかと懸念されます。

(委員)

- ・ 予定価格も最低制限価格も事前公表はしないとするかである。そうすると業者は必死になって積算してくるだろう。市内業者はきちんと積算できるのだろうか。

(事務局)

- ・ 入札の際には内訳書を提出させていますので、どのような形であれ、積算はできています。予定価格や金抜き設計書があれば最低制限価格を想定するパソコンソフトもあるようです。いきなり両方を事後公表としたときにどうなるのかは分かりません。

(委員)

- ・ くじ引きをなくすということでは、最低制限価格を変動型にするかだ。入札金

額の平均を取るような計算式で最低制限価格を決定する。

(事務局)

- ・ 従来の最低制限近くで入札参加者が入札してくれば今よりも最低制限価格が下回ってしまう可能性がありますし、逆に高い金額ばかりの入札であれば最低制限価格が高い金額になってしまいます。

(委員)

- ・ その辺りは、上限値なり下限値なりを入れればよい。変動型は、くじ引きに対する批判を受けて出てきている。くじ引きをなくすという技術法だけだ。

(事務局)

- ・ 議会でもいろいろな意見が出ていますし、集会所トークでもご意見がありました。視点は少し違いますが、同額でたくさん並ぶことを不思議に思っておられます。国からの通達もあり、何故改めないのかとの批判が強まります。

(委員)

- ・ これは、昔からそうだ。国は事前公表はおかしい、事後公表にしないと談合を助長するとしている。自治体は、業者等の働きかけに巻き込まれるので、透明性の議論からこれに従っていない。市民オンブズマンも事前公表をしている方が透明性は高いと評価する。

(事務局)

- ・ 現在は最低制限価格で並んでいますが、経済性の論議があり、今不景気で、工事が少ないので、公共工事を受注したいがために最低制限価格で並んでいますが、景気がよくなれば民間へ流れ、業者が強気になり、今度は予定価格で並ぶようになるのではないかと思います。

(委員)

- ・ 入札については、これだというルールはない。その都度その都度、時代に合わせて試行し変えていくというやり方になる。情勢に合わせて変えていかなければ仕方がない。その時々で透明性を高く見るか、競争性を高く見るか、工事品質を重視するか。入札には理念が3つ4つあり、どれに重きを置くかでみんな変わってくる。今は、くじ引き多発の批判から変動型の最低制限価格といった制度ができています。もうひとつは、事後公表にするということになるが、そうならば最低制限価格を探るために、業者からの働きかけなどが想定されることを契約課は覚悟しなければならない。
- ・ 議会で取り上げられているのは、それぞれの立場で違っている。最低制限価格を引き上げるべきであるとか、積算能力の問題から公表自体がおかしいといったものもある。
- ・ 結局理念をどこへ置くか。どれを重視するかという位置付けだけではないだろうか。

(事務局)

- ・ 入札監視委員会で、こういう情勢だから最低制限価格を事後公表に変えようとか、変動型の最低制限価格にしようかなど短絡的には決められません。いろいろなご意見やご提言をいただいて行政が判断するというでないといけないと考えています。

(委員)

- ・ もちろんそういうことになる。次回委員会までに最低制限価格の問題点、公表のあり方、最低制限価格を事後公表とした場合のメリット・デメリットなどを整理してもらいたい。委員会で論議をした上でこれならばできるというものを見出していかなくてはならない。我々委員も最低制限価格の公表を巡る問題点

を勉強して来よう。必要があれば次回委員会までに勉強会を持つのも良いかもしれない。

閉 会